

2025

しみず NISA口座開設

キャンペーン期間

2025年
3月3日(月)

2025年
8月29日(金)

キャンペーン!

NISAはじめるなら今!

特典①

期間中に、
NISA口座を新規開設で

デジタル
ギフト

500円分

もれなくプレゼント!

※NISA口座を2025年8月29日(金)時点で
当行に有している方が対象

特典②

NISA口座を利用して

投資信託を
合計100万円以上
一括購入

デジタル
ギフト

1,500円分
もれなくプレゼント!

※投資信託の購入は2025年9月30日(火)までに約定が
確認できた方が対象

特典③

NISA口座を利用して

積立投資信託を
合計 月1万円以上
お申込み

デジタル
ギフト

1,000円分
もれなくプレゼント!

※積立投資信託は2025年9月に該当積立投資信託の約定
が確認できた方が対象

期間中に特典①・②・③の条件を満たすと

デジタルギフト 最大3,000円分もらえる!

(Amazon ギフトカード)

キャンペーンに関するご注意事項

- 口座開設申込時点で70歳未満の個人のお客さまが対象となります。
- 特典②・③のデジタルギフトプレゼントは、取引金額・回数にかかわらず、お1人さま1回限りとなります。
- プレゼントの権利は譲渡できません。

NISA口座開設

- NISA口座開設には税務署の承認が必要となります。2025年8月29日(金)までに税務署の承認が完了しなかった場合はデジタルギフト贈呈の対象外とさせていただきます。
- NISA口座を開設する際は、マイナンバーの届け出が必要です。
- NISA口座の開設には、手続きが完了するまで時間がかかるため、早めの手続きをお願いします。
- 不測の事態が生じた場合、お客さまへ通知することなくキャンペーンを中止・変更する場合があります。この中断により生じた損害については、当行は一切責任を負いかねます。
- 各種商品の「投資信託説明書(交付目録見書)」、「目録見書補完書面」を店頭にご用意しております。詳しくは当行本支店窓口にてご確認ください。
- キャンペーンに関するご注意事項、投資信託のご注意事項、NISA制度に関するご注意事項について詳しくは裏面をご覧ください。



清水銀行

<https://www.shimizubank.co.jp/>

(2025.3.3)

キャンペーンに関するご留意事項

対象となる方	●口座開設申込時点で70歳未満の個人のお客さまが対象となります。●携帯電話番号の登録が可能な方に限ります。●2025年8月29日(金)までにNISA口座の開設確認ができた方および下記手続きの約定が確認できた方に限ります。
デジタルギフト贈呈条件	●〈特典①〉NISA口座を新規にお申込みいただき、2025年8月29日(金)までに開設が完了した方にデジタルギフト(Amazon ギフトカード)500円分を贈呈します。なお、NISA口座を2025年8月29日(金)時点で当行に有している方が対象となります。また、NISA口座開設には税務署の承認が必要となります。他の金融機関で重複してお申込みされていた場合や、2025年8月29日(金)までに税務署の承認が完了しなかった場合はデジタルギフト贈呈の対象外とさせていただきます。●〈特典②〉取扱い期間中にNISA口座を新規開設した上で、該当NISA口座で投資信託100万円以上の購入(複数ファンドの購入でも対象)を行ったお客さまにデジタルギフト1,500円分を贈呈します。投資信託の購入は2025年9月30日(火)までに約定が確認できたお客さまに限り、●〈特典③〉取扱い期間中にNISA口座を新規開設した上で、該当NISA口座で積立投資信託毎月積立額10,000円以上の契約を行ったお客さま(毎月5,000円×2契約も対象)にデジタルギフト1,000円分を贈呈します。積立投資信託は2025年9月に該当積立投資信託の約定が確認できたお客さまに限り、●〈特典②〉と〈特典③〉を両方満たした場合、贈呈額は2,500円分となります。※デジタルギフト贈呈は、取引金額、回数にかかわらず、お1人さま1回限りとなります。●お1人さまの上限贈呈額は〈特典①〉・〈特典②〉・〈特典③〉あわせて3,000円分となります。
デジタルギフト贈呈について	●デジタルギフトはショートメッセージサービス(SMS)を通じて配信します。●SMSでの配信となるため、携帯電話番号の登録が必須となります。●デジタルギフトの受取期間はSMS送信日から3か月となります。●デジタルギフトの配信は、2025年10月下旬頃を予定しております。
デジタルギフトのご留意事項	●ギフトのお受け取り、ご利用には期限がございます。期限の延長はいたしかねますので、ご了承ください。●権利の換金や転売、他人への譲渡はできませんのでご注意ください。●本キャンペーンに関してお客さまが被った損害または損失などについては、当行の故意または重大失に起因する場合は除き、当行は一切の責任を負わないものとします。●携帯電話番号の変更等により受信できない場合は、無効とさせていただきます。●SMS以外での受け取りはできません。●デジタルギフトの有効期限超過や該当SMSを誤って削除してしまった等、いかなる場合でも再送はいたしかねますので、予めご了承ください。
その他事項	●不測の事態が生じた場合、お客さまへ通知することなく、キャンペーンを中止・変更する場合があります。この中断により生じた損害については、当行は一切責任を負いかねます。●NISA口座を開設する際は、マイナンバー(個人番号)の届け出が必要です。●NISA口座の開設には、手続きが完了するまで時間がかかるため、早めの手続きをお願いします。●各種商品の「投資信託説明書(交付目論見書)」、「目論見書補充書面」を店頭にご用意しております。詳しくは当行本支店窓口にてご確認ください。

投資信託のご留意事項

●投資信託は、預金ではなく当行が元本を保証する商品ではありません。●投資信託は預金保険制度の対象ではありません。また、当行でご購入いただきました投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●当行は、販売会社であり、投資信託の設定・運用は各運用会社が行います。●投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入いただきましたお客さまに帰属します。●投資信託の基準価額は、組入有価証券(株式・債券等)等の値動きにより変動しますので、お受け取り金額が投資元本を下回る場合があります。●組入有価証券(株式・債券等)等は、株式指標・金利・その他有価証券等の発行者の信用状態等により価格が変動します。●外貨建資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動(為替リスク)により基準価額が変動しますので、お受け取り金額が投資元本を下回る場合があります。

投資信託は、以下の費用をご負担いただきます。

申込時	申込手数料	購入金額(購入口数×約定日基準価額※1)の最大3.3%(税込)	※1 約定日は、お申込みいただくファンドの種類によって異なります。
保有期間中	運用管理費用(信託報酬)	純資産総額の最大年率2.42%(税込)	
その他費用	監査費用、有価証券の売買および保管ならびに信託事務にかかる費用等についても信託財産からひかれます。	これらの費用は運用状況等により変動する場合がありますので、事前に利率・上限を示すことができません。	
換金時	信託財産留保額	換金時の基準価額に対して最大0.5%	

これらの費用の合計額、計算方法等については、お客さまにお申込みいただくファンドやご購入金額によって異なりますので、表示することはできません。詳しくは、ファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」、「目論見書補充書面」でご確認ください。

●投資信託のお申込みの際は、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」、「目論見書補充書面」をお渡ししますので、内容を十分お読みのうえ、ご自身でご判断ください。「投資信託説明書(交付目論見書)」、「目論見書補充書面」は、当行の投資信託取扱店窓口にご用意しております。●投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリングオフ)の適用はありません。●当行は、大和証券株式会社ならびに株式会社SBI証券の委託を受けて、金融商品仲介業を行っております。一部の投資信託は、当行の店頭窓口での取扱いおよび清水銀行SBIマネープラザでの共同募集での取扱い、ならびに金融商品取引業者からの委託(金融商品仲介業)による取扱いでお取り扱いしておりますが、同じ商品であってもそれぞれの窓口により、また、委託金融商品取引業者により、手数料等が異なる場合がございます。●各委託金融商品取引業者の手数料等につきましては、各社WEBサイトの当該商品等のページ、金融商品取引法に係る表示または目論見書(目論見書補充書面)等をご確認ください。

苦情処理措置および紛争解決処理の内容

当行は、一般社団法人全国銀行協会(連絡先:全国銀行協会相談室0570-017109または03-5252-3772)または特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(連絡先:0120-64-5005)を利用することにより、金融商品取引業等業務関連の苦情および紛争の解決を図ります。

NISA制度に関するご留意事項

●NISA口座は、同一年において一人一口座一金融機関しか開設できません。●NISA口座で受入れできるのは当行取扱いの投資信託だけです。つみたて投資枠でも、成長投資枠でも当行の定める一定の投資信託に限られます。いずれも、上場株式の購入はできません。●NISA口座で受入れできるのは、原則として新たに購入する投資信託だけです。●NISA口座でお預りの投資信託の収益分配金の再投資は、つみたて投資枠、成長投資枠それぞれで、非課税枠が一杯の場合、特定口座・一般口座での買付けとなります。●一般口座および特定口座で保有している投資信託はNISA口座に移管できません。また当行でNISA口座預りの投資信託について、他の金融機関に開設されるNISA口座への移管はできません。●NISA口座での取引で損失が発生しても、その損失は税務上ないものとされます。他の株式等の譲渡益との損益の通算や上場株式等の配当等との損益通算、損失の繰越控除はできません。●NISA制度では、年間投資枠(つみたて投資枠120万円/成長投資枠240万円)と非課税保有限度額(成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円/うち成長投資枠1,200万円)の範囲内で購入した上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得等が非課税とされます。いずれも購入時手数料等を除いた金額です。●非課税保有限度額については、NISA口座内の投資信託を売却した場合、当該売却した投資信託が費消していた非課税保有限度額のみだけ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能となります。●収益分配金の再投資(自動買付け)を行った場合、その分について年間投資枠と非課税保有限度額を費消します。そのため短期間での売買等を前提とした商品には適しません。また非課税枠の残額は翌年以降に繰り越すこともできません。●収益分配金のうち元本払戻金(特別分配金)はもとも非課税であり、NISAのメリットは享受できません。●法令により、つみたて投資枠を設けた日から10年後等の「基準経過日」には、お客さまの氏名・住所を再確認させていただきます。同日から1年以内に確認ができない場合、NISAでの買付けを停止させていただきます。●つみたて投資枠では、定額積立契約をお申込みいただき、定期・継続的な方法での買付けに限られます。●つみたて投資枠では、積立契約により買付けた投資信託の信託報酬等の概算値が原則、年1回通知されます。●つみたて投資枠で買付可能な商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。●成長投資枠で買付可能な商品からは、信託期間20年未満又はデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等もしくは毎月分配型の投資信託等が除外されており、これらの商品を成長投資枠で買付することができません。●NISA口座開設者が出国により非居住者となる場合には別途お手続きが必要となります。詳しくは銀行窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ・ご質問・お申込みはお近くの清水銀行本支店窓口へお気軽にどうぞ。